

日本農林規格協会役員給与規程

平成 14 年 5 月 28 日 制定
平成 15 年 3 月 27 日 一部改正
平成 16 年 3 月 26 日 一部改正
平成 18 年 3 月 31 日 一部改正
平成 19 年 3 月 26 日 一部改正

(趣 旨)

第 1 条 社団法人日本農林規格協会(以下「協会」という。)の常勤役員(以下「役員」という。)の給与に関する事項は、定款第 16 条に定めるもののほか、この規程に定めるところによるものとする。

(給与の種類および支払い)

第 2 条 役員給与は、俸給、期末手当および通勤手当とする。

2 給与は、租税公課、社会保険の個人負担金およびこれらに準ずるものを控除した金額を支払う。

(俸 給)

第 3 条 役員俸給の月額、その役員業績を考慮して定めるものとする。

2 役員俸給の月額は、次のとおりとする。

専務理事 689,000円

3 新たに役員となった者には、その日から俸給を支給する。

4 役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

5 役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

6 第 3 項および第 4 項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、またはその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(期末手当)

第 4 条 期末手当は、6 月 1 日および 12 月 1 日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれの日在職する役員に対し、6 月 16 日および 12 月 5 日にそれぞれ支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、または死亡した役員についても同様とする。

(期末手当の額)

第 5 条 期末手当の額は、役員がそれぞれの基準日現在(退職し、または死亡した役員にあっては、退職し、または死亡した日現在)において受けるべき俸給の月額に 6 月 16 日に支給する場合においては 100 分の 120、12 月 5 日に支給する場合においては 100 分の 130 を乗じて得た額を基準として会長が定める。ただし、基準日の前 6 月以内において在職期間が 6 月に満

たない役員についての支給額は、6月を基礎として月割りによって計算して得た額を基準とする。この場合において1月未満の期間は、1月とみなす。

(給与の支払い方法)

第6条 給与は、月の1日から末日までの期間につき、その月額をその月の16日に支給する。

ただし、その日が土曜日、日曜日または国民の祝日・休日(以下「休日」という。)にあたるときは、前日に繰り上げ、繰り上げた日が休日にあたる時は、さらに繰り上げて支給する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、通勤のために交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする役員に支給する。

2 通勤手当の月額は、その者の通常の場合に必要なとする運賃の額とする。

3 通勤手当の支給については、第3条第6項および第6条の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成14年5月28日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年1月1日から適用する。